

令和5年度

第1回

垂水市介護保険運営協議会 資料

日時：令和5年7月3日（月）15：00～

会場：垂水市役所3階 全員協議会室

令和5年度 第1回垂水市介護保険運営協議会

会 次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員の委嘱について

4 議 題

(1) 介護保険事業計画の令和4年度実績について

(2) 第8期介護保険事業計画（令和4年度）の進捗状況について

(3) 介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査の結果について

(4) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標等について

(5) 第9期介護保険事業計画策定のスケジュール

5 その他

6 閉 会

議題（１）

介護保険事業計画の令和４年度実績について

垂水市介護保険の概要

1 人口・高齢化率・認定者数

(1) 人口・高齢化率

垂水市の総人口は、年々減少している。

高齢化率（65歳以上）は平成29年に40%を超え、その後も年々上昇し45%台となった。

後期高齢者（75歳以上）の割合も、ここ数年は23%台であったが、令和4年度は24%台となった。

高齢者数は、平成26年から、6,100人台で推移している。

75歳以上の人口は、令和3年まで徐々に減少していたが、団塊の世代が後期高齢者になってきていることもあり、令和4年は前年度より増えた。

本市においても団塊の世代の人口は他の年と比べて多く、今後、後期高齢者の割合が上昇することが考えられる。

図1

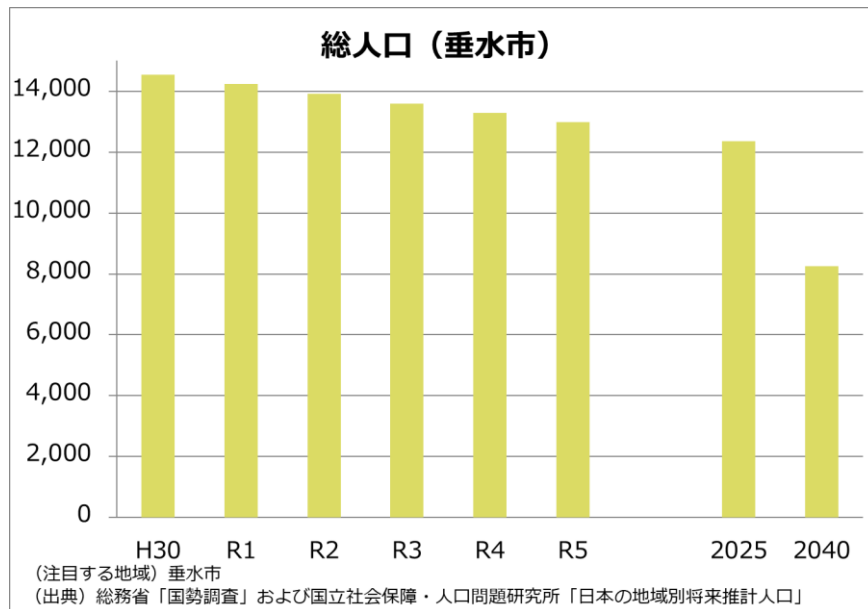


図2

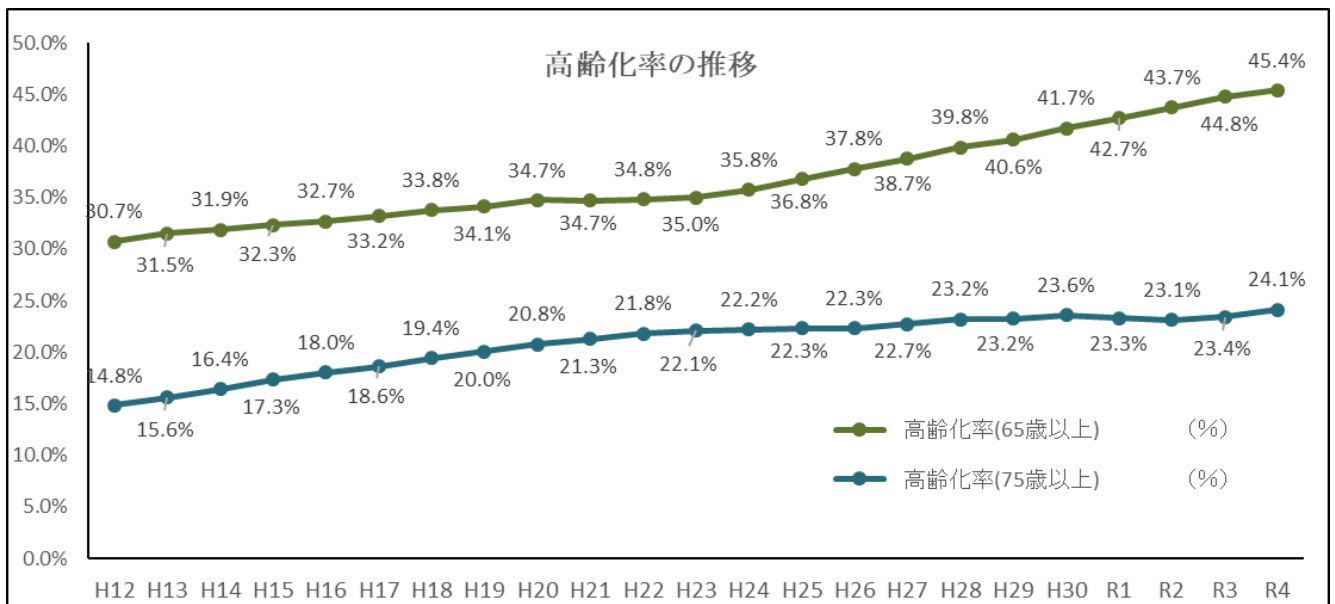
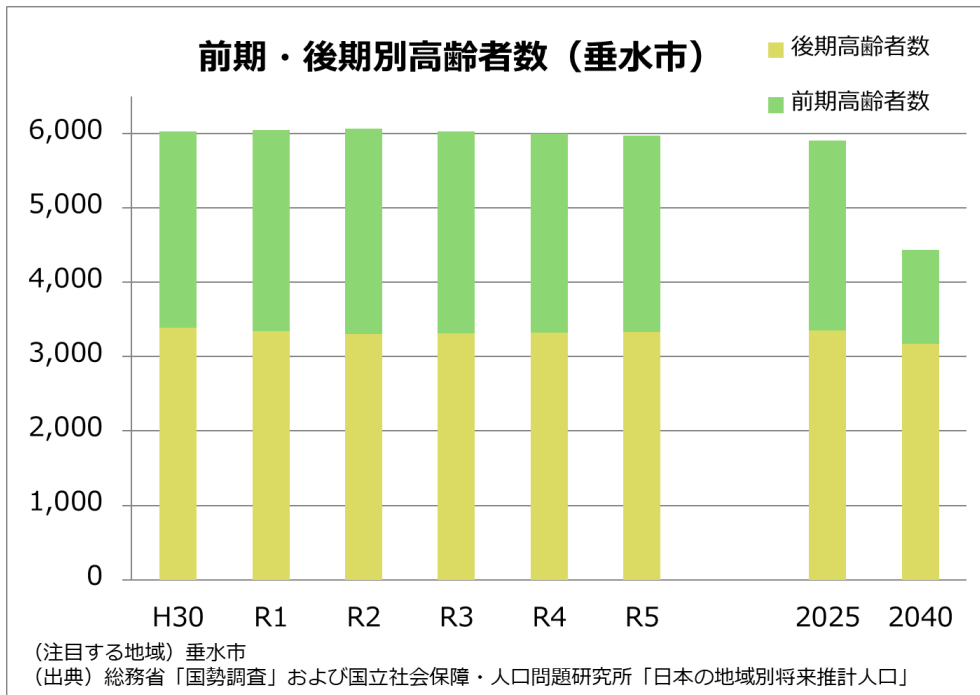


図 3



(2) 認定者数・認定率

要介護認定者数は、令和元年以降、1,050 人前後で推移している。

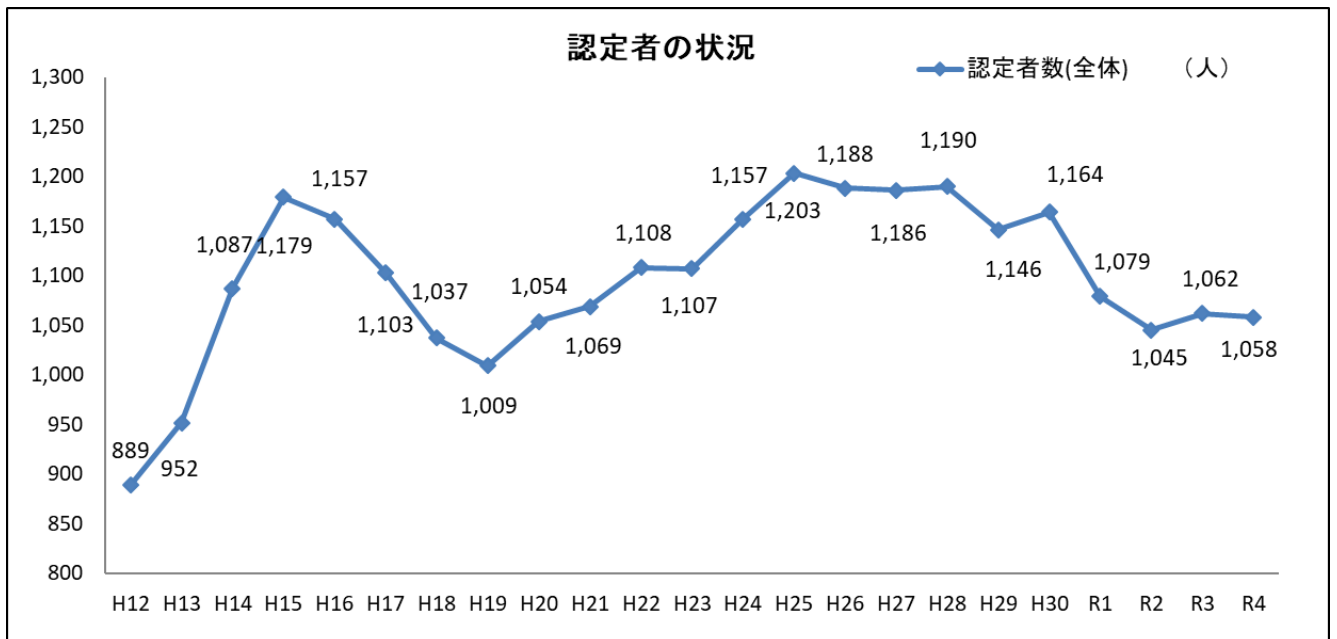
認定率は 65 歳以上が 17% 前後、75 歳以上の場合は 29% 前後である。

本市では、介護保険サービスを必要とする方が要介護認定の申請や更新をし、現状でのサービス利用を予定していない方は申請や更新を控えていただくなどの説明をする「認定の適正化」を実施している。

ここ数年、高齢者の数に大きな変化はなく、今後数年も約 6 千人で推移すると予想されている。

ほぼ横ばいとなっている認定者数・認定率であるが、コロナ対策の緩和と団塊の世代が 75 歳以上となる時期を迎えて後期高齢者の割合が増えると考えられることから、今後、認定者数・認定率の上昇が予想される。

図 4



2 要介護（支援）認定者数

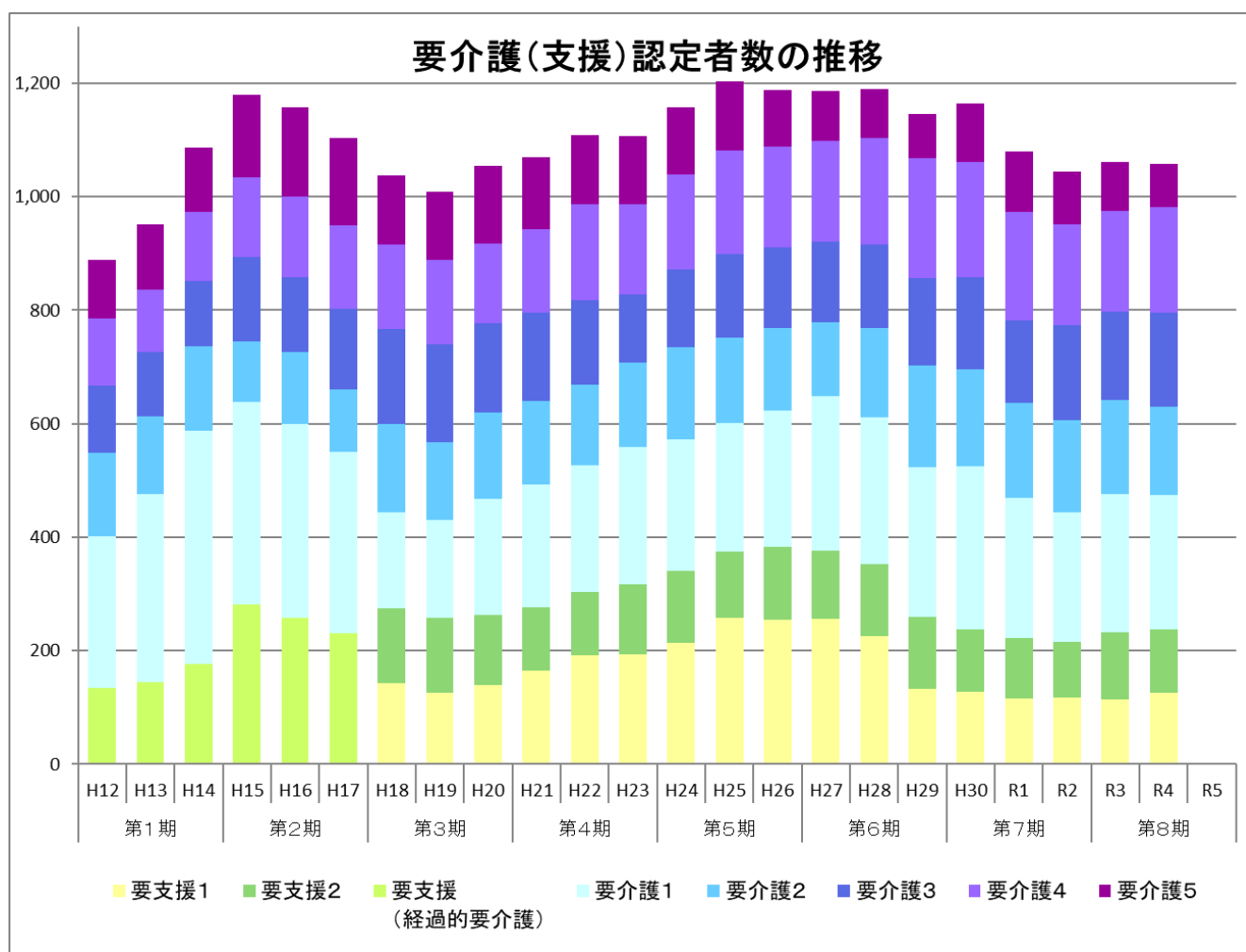
（1）要介護度別の認定者数の推移

制度導入から平成17年度までは、介護保険制度の認知向上や事業者の掘り起こし等もあり、要介護軽度者が増加傾向にあった。

平成18年度に介護度の見直しにより、要介護1の認定者が要支援と要介護1に振り分けられた。

平成29年度に総合事業が開始となり、要支援の認定者が減少した。

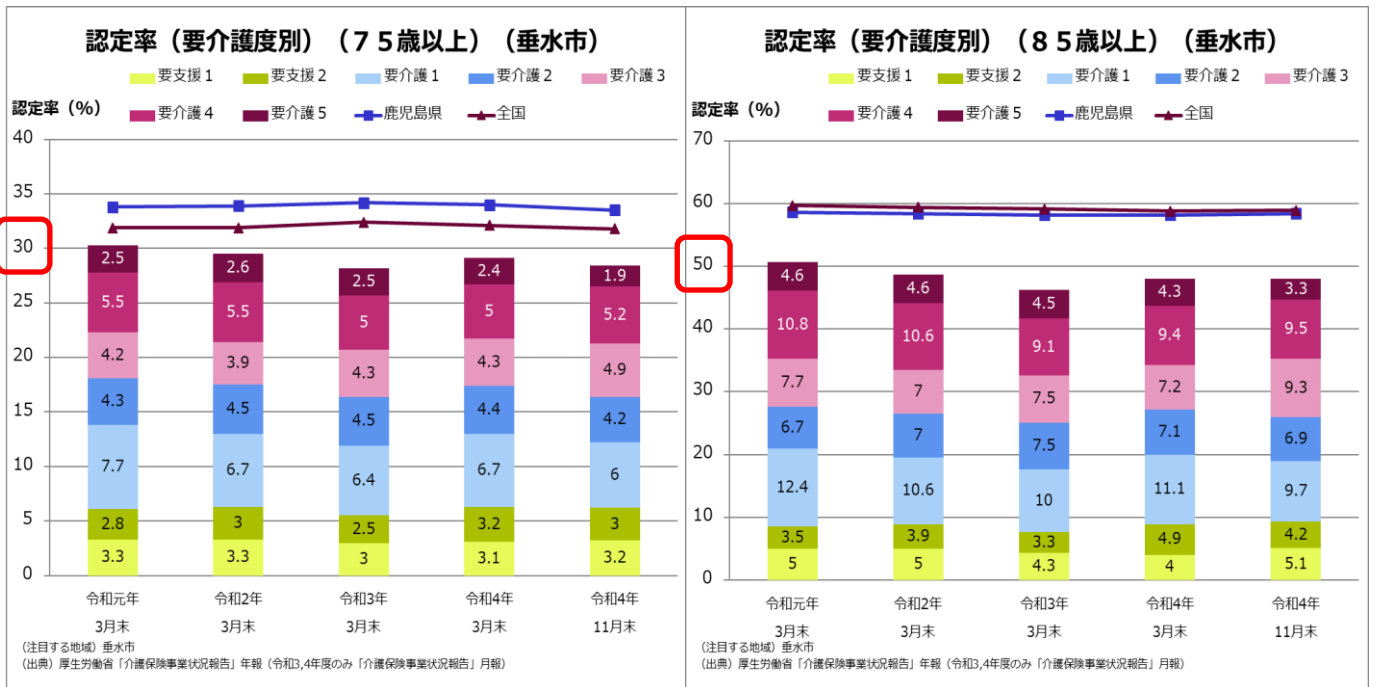
図5



(2) 75歳以上・85歳以上の要介護認定率

75歳以上で約3割、85歳以上で約5割が要介護認定を受けている。
 認定率は、いずれも全国、県平均より低い。

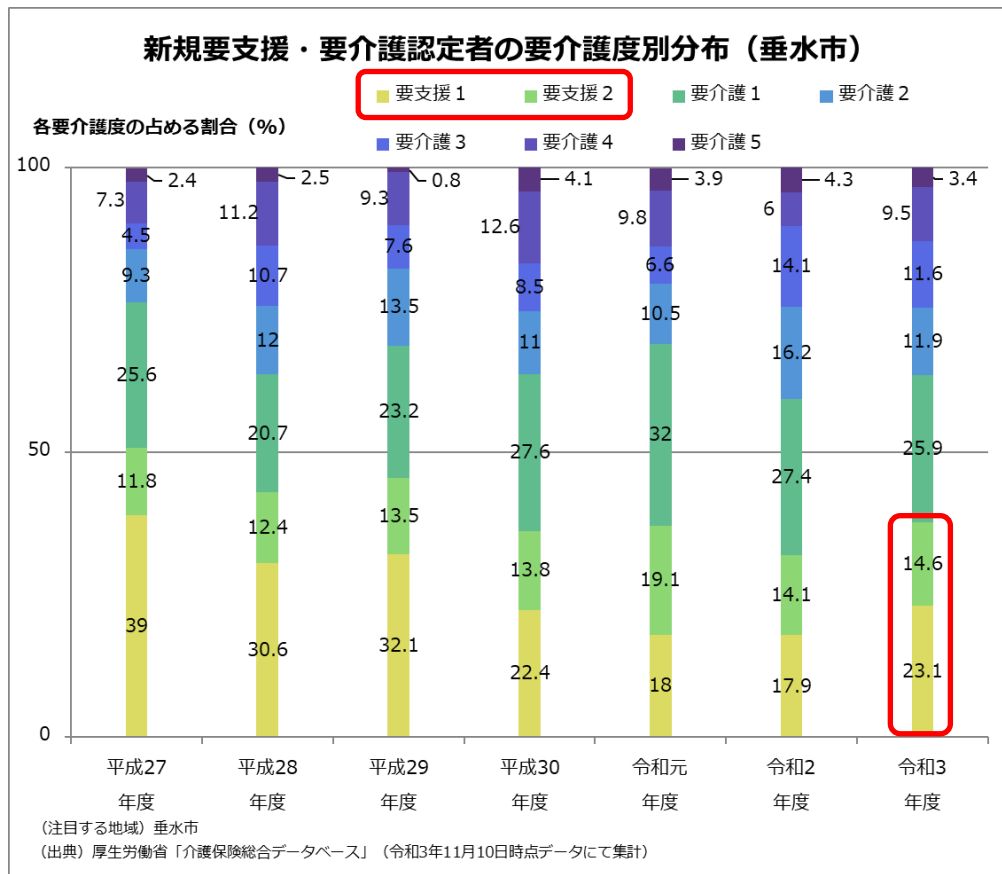
図 6



(3) 新規認定者の要介護度別分布

新規の要介護認定者の3～4割が、要支援の認定を受けている。
 要介護3以上の割合は、20%～25%程度で推移している。

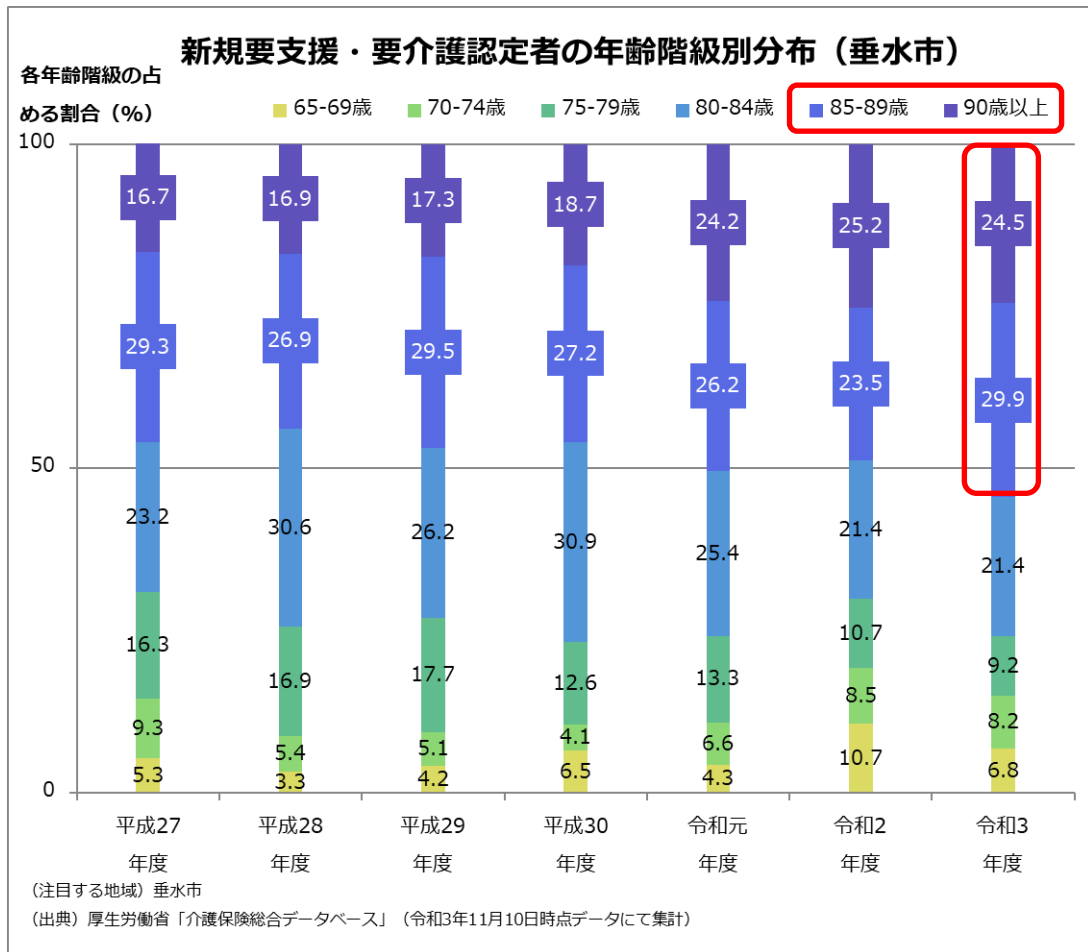
図 7



(4) 新規認定者の年齢階級別分布

新規認定者は、85歳以上の割合が約半数である。

図 8



3 介護保険給付費の状況

(1) 給付費全体

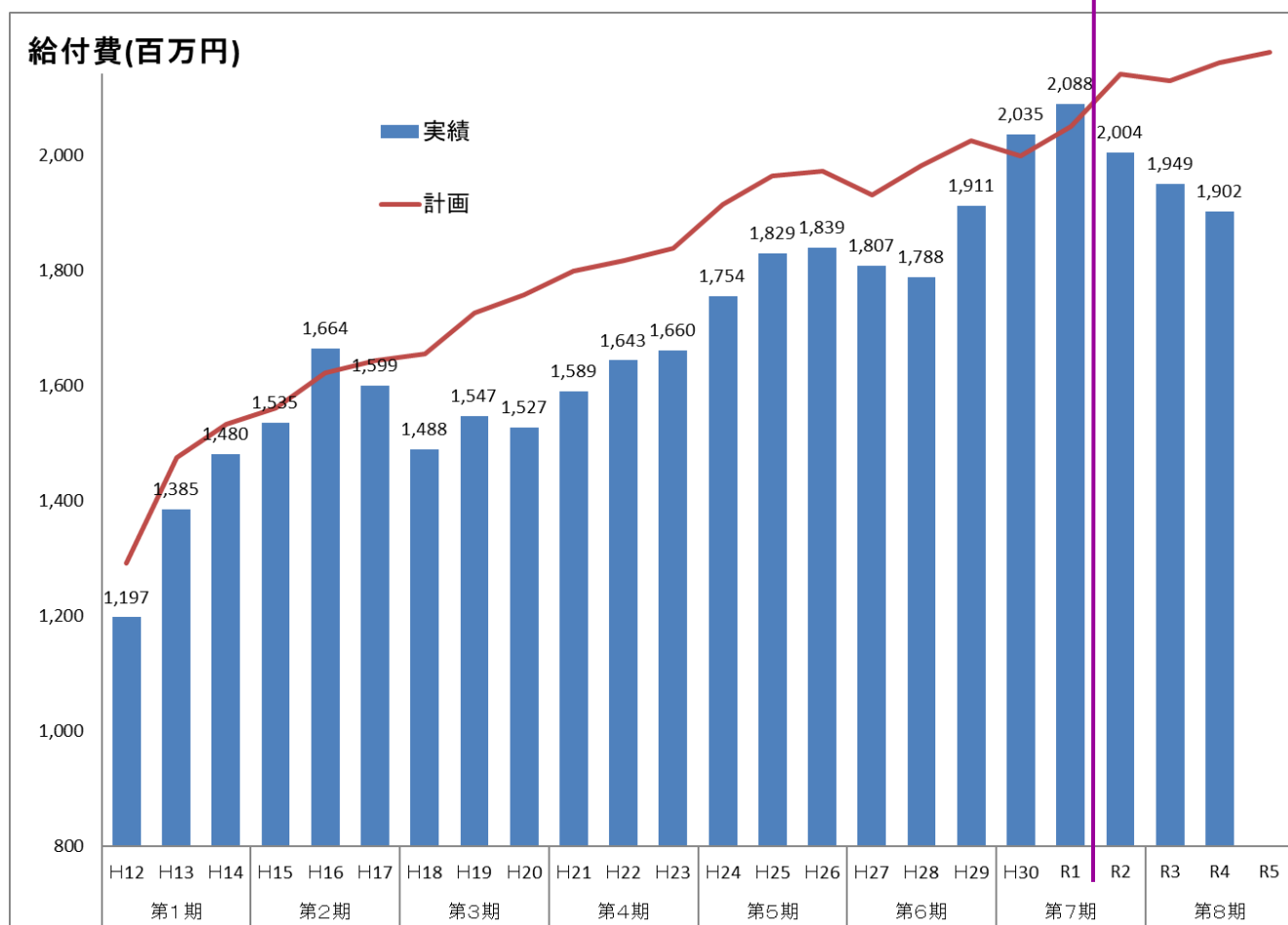
制度開始以降、コロナ前の令和元年度までは、給付費は増加傾向で計画を超える年もあった。

令和2年度以降は、コロナによる次のような影響を受けて給付費は減少している。

- ・利用者自身によるサービス利用控え
 - ・事業所による定員より少ない1日あたりの利用者数の設定
 - ・利用者等のコロナ感染による、最低限のサービス提供又は一時的な休業
- また、介護人材確保の問題により、令和5年度から休止となった事業所も生じている。

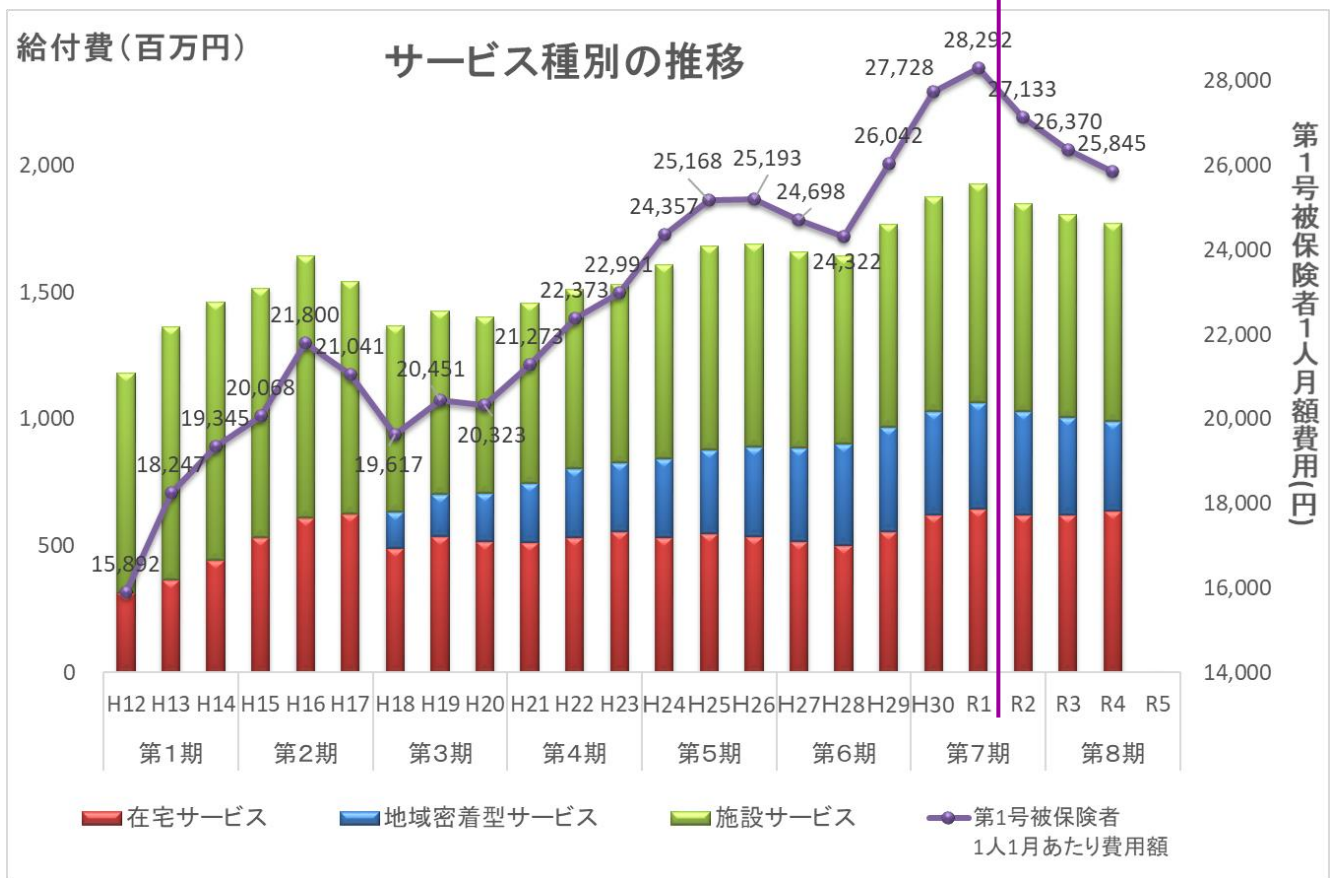
新型コロナウイルス感染症の5類移行、後期高齢者数の増加、報酬改定等の給付費が上昇する要因も考慮した上で、第9期計画の給付費を見込んでいく。

図9 介護保険給付費の推移



(2) サービス種別

図 10



ア 在宅サービス

平成14年度までは在宅系約30%で推移していたが、国の方針もあり第2期で在宅介護の移行を推進したことから、給付費は増加し比率も約40%となった。

地域密着型サービスが始まった第3期から第6期まで、5億円程度で推移してきたが、第7期に入った平成30年度以降は6億円を超える額となり、令和4年度は約6億3,500万円だった。

令和元年度が最も多い額となっている。

イ 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、平成18年度に創設され、平成29年度まで給付費が増加した。

令和元年度の給付費が最も多く、それ以降は減少し、令和4年度は平成27年度より低い約3億5,000万円であった。

ウ 施設サービス

第1期、第2期の給付費は、9億円弱から10億円強の額で推移したが、第3期から地域密着型サービスが開始され、施設サービスの給付費は減少した。

第1期は施設サービスが約7割を占めていたが、第2期、第3期と徐々にその比率は減少し、近年は5割弱となっている。

令和元年度以降は給付費が減少し、令和4年度は約7億8,000万円だった。

エ 第1号被保険者1人1月あたり費用額

制度開始以降、令和元年度まで、第1号被保険者1人あたりの費用は上昇傾向であり、令和元年度がピークとなった。

令和2年度以降、全体の給付費の減少に伴い、1人あたりの費用も減少している。

(3) サービス別

ア 在宅サービス

表1

単位：件・円

項目	令和3年度		令和4年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
訪問介護	1,036	47,755,063	925	44,302,417	▲ 111	▲ 3,452,646
訪問入浴介護	191	13,742,496	184	10,754,320	▲ 7	▲ 2,988,176
訪問看護（予防含む）	902	30,871,666	959	30,133,930	57	▲ 737,736
訪問リハビリテーション（予防含む）	211	6,148,566	208	5,694,016	▲ 3	▲ 454,550
居宅療養管理指導（予防含む）	1,108	6,226,169	951	5,660,157	▲ 157	▲ 566,012
通所介護	1,152	122,203,550	1,282	120,792,882	130	▲ 1,410,668
通所リハビリテーション（予防含む）	2,018	114,950,588	2,108	121,341,538	90	6,390,950
短期入所生活介護（予防含む）	280	31,812,207	300	37,980,940	20	6,168,733
短期入所療養介護（老健）（予防含む）	118	11,175,057	162	14,564,014	44	3,388,957
短期入所療養介護（療養型）	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与（予防含む）	4,107	51,960,609	4,454	57,719,930	347	5,759,321
福祉用具購入費（予防含む）	122	2,587,106	95	2,005,221	▲ 27	▲ 581,885
住宅改修費（予防含む）	95	4,700,268	78	3,109,402	▲ 17	▲ 1,590,866
特定施設入居者生活介護（予防含む）	573	114,442,797	564	114,207,191	▲ 9	▲ 235,606
居宅介護支援・介護予防支援	5,321	63,669,910	5,617	68,092,669	296	4,422,759
合計	17,234	622,246,052	17,887	636,358,627	653	14,112,575

市内の訪問介護事業所は垂水市社会福祉協議会のみである。

ヘルパー人材不足や職員の高齢化による提供体制上の理由から、件数及び給付費が減少していると考えられる。

通所介護については、市内に共生型通所介護の指定を受けた事業所があり、利用者数が前年と比べ増えた。

共生型通所介護は、基本報酬の減算があることもあり、通所介護の全体の件数は増えたものの、給付費は下がるという結果になったと考えられる。

令和4年度は感染力の強いオミクロン株が主流となり、市内でも感染が広まった年であることから、在宅利用者が通所や訪問サービスを控えた上で、在宅生活を維持するために福祉用具貸与の利用が増加したと考えられる。

イ 地域密着型サービス

表2

単位：件・円

項目	令和3年度		令和4年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	21	5,081,859	16	3,741,228	▲ 5	▲ 1,340,631
地域密着型通所介護	342	33,615,171	368	28,076,256	26	▲ 5,538,915
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護（予防含む）	880	134,171,622	899	140,230,768	19	6,059,146
認知症対応型共同生活介護	867	211,673,260	751	180,773,712	▲ 116	▲ 30,899,548
介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	1	250,884	3	701,370	2	450,486
合計	2,111	384,792,796	2,037	353,523,334	▲ 74	▲ 31,269,462

平成24年4月に創設された日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や小規模多機能型居宅介護に訪問看護が追加された「看護小規模多機能型居宅介護」は、市内に事業所がなく、住所地特例による利用である。

地域密着型通所介護については、コロナの特例的な取扱いとして、令和3年9月30日までの上乗せ加算が全サービスで実施されたことや、通所系サービスの3%加算の適用が開始したことから、前年度比較において件数は増加したものの、給付費は下がる結果となったと考えられる。

認知症対応型共同生活介護は、空き室状態の継続や、サービス提供の縮小により前年度と比べて給付費は減少した。

ウ 施設サービス

表3

単位：件・円

項目	令和3年度		令和4年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護老人福祉施設	961	249,784,353	910	232,202,155	▲ 51	▲ 17,582,198
介護老人保健施設	1,840	526,527,658	1,834	523,263,590	▲ 6	▲ 3,264,068
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	67	22,221,597	73	25,658,118	6	3,436,521
合計	2,868	798,533,608	2,817	781,123,863	▲ 51	▲ 17,409,745

令和元年度から令和2年度、令和2年度から令和3年度にかけて、コロナの影響により、施設サービスの給付費は減少した。

令和4年度は国内において感染が大きく広まり、コロナ感染した入所者及び介護職員が確認され、新規入所時に制限をかける等の感染対策が実施されるなどの影響により、さらに給付費が下がった。

4 地域支援事業費を含めた事業費の状況

表 4

単位：円

第8期計画の見込額

実績

	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年
総給付費（介護サービス・介護予防サービス）	2,129,371,613	2,160,105,471	2,178,338,355	1,949,168,322	1,902,387,443
総給付費	1,985,973,000	2,022,974,000	2,041,577,000	1,805,572,456	1,771,005,824
特定入所者介護サービス費等給付額	69,458,923	63,384,571	63,019,642	78,478,083	69,145,517
高額介護サービス費等給付額	62,886,328	62,690,689	62,694,049	55,531,917	52,006,852
高額医療合算介護サービス費等給付額	9,569,572	9,569,572	9,569,572	8,004,602	8,614,434
算定対象審査支払手数料	1,483,790	1,486,639	1,478,092	1,581,264	1,614,816
地域支援事業費	102,887,279	102,887,279	102,887,279	96,290,455	99,415,221
介護予防・日常生活支援総合事業費	44,727,793	44,727,793	44,727,793	40,821,920	46,106,195
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	44,087,276	44,087,276	44,087,276	42,638,433	40,365,764
包括的支援事業（社会保障充実分）	14,072,210	14,072,210	14,072,210	12,830,102	12,943,262
合計	2,232,258,892	2,262,992,750	2,281,225,634	2,045,458,777	2,001,802,664

令和4年度の地域支援事業費を含めた事業費は、第8期計画の見込額と比べて、約2億6千万円下回った。

コロナが5類に引き下げられ、団塊の世代が後期高齢者へと移行していく時期を迎え、令和5年度の地域支援事業費を含めた額の推移を分析しながら、第9期計画期間中における各サービスの見込量の算出や介護保険料の算定を行う。

議題（２）

第８期介護保険事業計画（令和４年度）の進捗状況について

進捗状況について介護保険法等の位置付け

1 介護保険法

厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）を定める。

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業計画を定める。

市町村は、計画に定めた施策の実施状況、目標の達成状況に関する調査・分析を行い、実績に関する評価を行い、その結果の公表に努める。

（第116条、第117条から一部抜粋）

2 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）

市町村介護保険事業計画は、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要である。

計画には、次の取組及び目標設定を記載することとする。

- （1）被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止
- （2）介護給付の適正化

（基本指針第2条から抜粋）

3 介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年 厚生労働省）

計画の進捗管理に活用できる3つの指標

- （1）介護保険事業（支援）計画上のサービス見込み量等の計画値
- （2）自立支援・重度化防止等の「取組と目標」
- （3）保険者機能強化推進交付金に関する評価指標

計画の基本方針

【基本方針】

基本方針

健康づくり・介護予防の推進

基本方針

生きがいを持ち続けられる、生涯現役社会の実現

基本方針

安全で安心して暮らすため福祉・生活環境の充実

基本方針

高齢者を地域で支え合うための支援

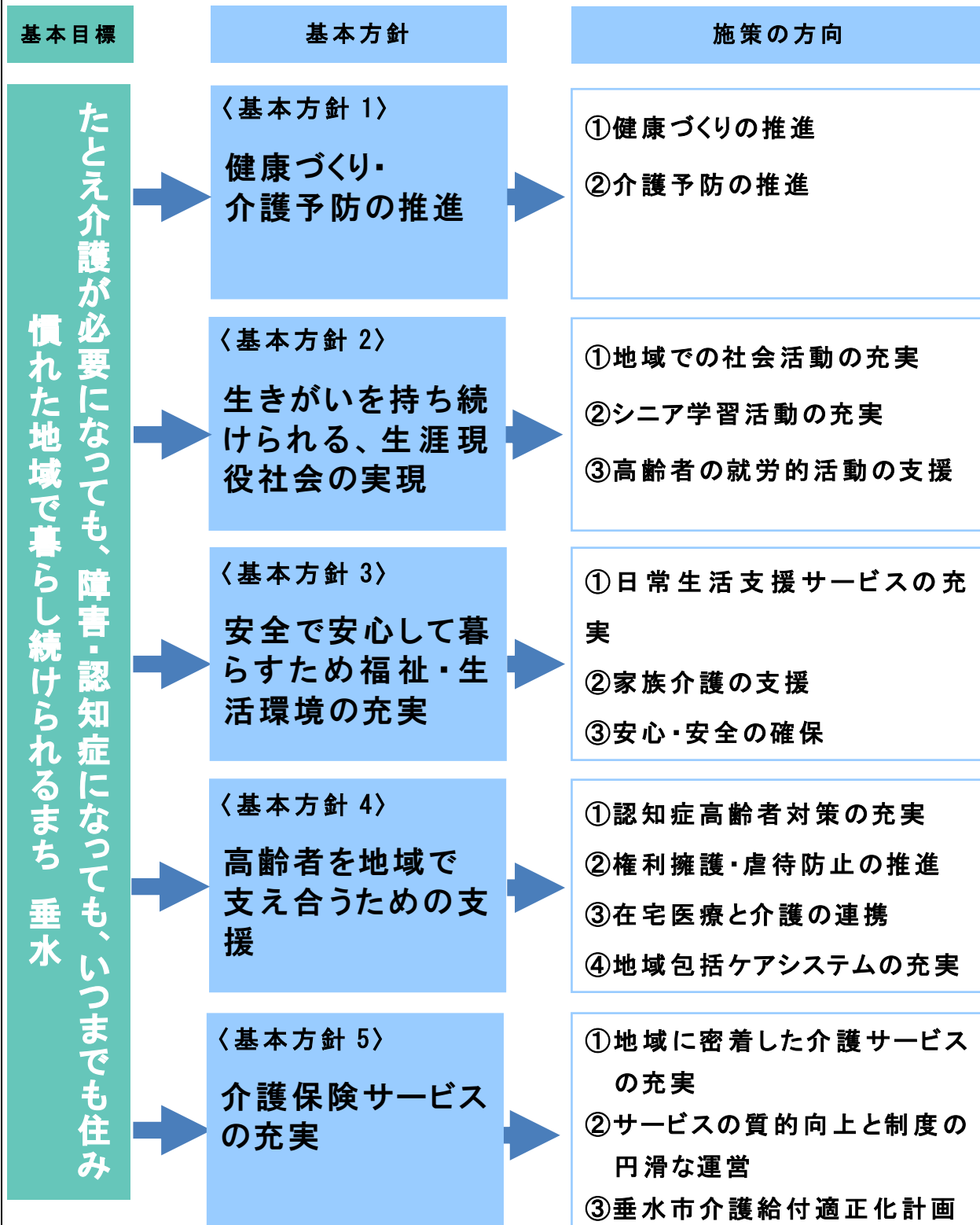
基本方針

介護保険サービスの充実

（垂水市第8期計画 7ページから抜粋）

垂水市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

[令和3年度から令和5年度]の施策体系



垂水市における高齢者自立支援施策の目標値及び実績

重点施策	目標項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標
健康づくりの推進・重度化防止	介護予防事業の取組	通いの場への65歳以上の参加割合 6.87% 週1回以上（毎回体操を実施する）通いの場への65歳以上の参加割合 2.24%	通いの場への65歳以上の参加割合 10.85% 週1回以上（毎回体操を実施する）通いの場への65歳以上の参加割合 2.8%	通いの場への65歳以上の参加割合 15% 週1回以上（毎回体操を実施する）通いの場への65歳以上の参加割合 5.0%
	地域リハビリテーション専門職等の関与	要介護1の移動自立の割合 86% （要支援1～要介護2の認定調査結果）	要介護1の移動自立の割合 89.3%	要介護1の移動自立の割合 90.0%
	たるみず元氣プロジェクトの推進	健康チェック参加者 551人	健康チェック参加者 554人	健康チェック参加者 1,500人
認知症高齢者対策の充実	チームオレンジの整備	0チーム	0チーム	1チーム
	認知症高齢者に対する生活支援体制整備事業との連携	8か所	8か所	地域の認知症高齢者を支援する協議体 9か所
在宅医療と介護の連携	在宅医療・介護の一体的な提供体制の構築	介護保険サービス利用者のあんしんノート利用率 5%	介護保険サービス利用者のあんしんノート利用率 5%	介護保険サービス利用者のあんしんノート利用率 30%
地域包括ケアシステムの充実	地域包括支援ネットワークの構築	ケア会議 1回	ケア会議 3回	ケア会議 4回
	医療・介護・障害分野等との連携強化	なし	なし	高齢者が集う場所等への関係課との事業協働実施数 年3回
介護給付適正化	ケアプラン点検	276件	217件	300件
	住宅改修及び福祉用具購入・貸与の現地点検	11件	3件	20件
	地域密着型事業所等の実地指導	6事業所	5事業所	5事業所

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）（令和4年度）

タイトル	健康づくりの推進・重度化防止
------	----------------

現状と課題

本市の高齢化率は年々増加し、令和4年度末時点で45.4%となった。
 令和2年度に実施された国勢調査から、総世帯数6,545世帯のうち、高齢者単身が1,422世帯との結果が得られ、市内の約5軒に1軒は高齢者単身世帯である。
 介護予防に関する取組は継続して行うことが効果を生み出すと考えられ、重点施策に位置付けている。

社会福祉協議会が実施するサロン、地区公民館、老人クラブの活動を活用した介護予防の普及は、感染対策を図りながら、規模や頻度を制限しての実施となった。

また、鹿児島大学・垂水中央病院と協働で実施している、たるみず元気プロジェクトの「健康チェック」も、令和3年度に続き、参加人数を制限するなどの感染対策を行った上での実施となり、計画に位置付けた目標値には大きく届いていない。

第8期における具体的な取組

- 外出自粛による筋力低下や引きこもりを防ぐため、介護予防教室や講演会等を開催するためのガイドラインを作成し、感染対策を行った上での開催により、介護予防の推進・通いの場等の充実を図る。
- 理学療法士等のリハビリテーションに関する専門的知見を有する者（リハ専門職）の関与による、高齢者の自立支援・重度化防止に取り組む。
- ガイドラインを作成し、本市と鹿児島大学、垂水中央病院等が協働で市民の健康長寿に向けた健康チェック等を実施する。

目標（事業内容、指標等）及び実績

	R3実績	R4実績	R5目標
通いの場への65歳以上の参加割合	9.85%	10.85%	15%
週1回以上通いの場への65歳以上の参加割合	3.12%	2.8%	5.0%
要介護1の移動自立の割合	89.1%	89.3%	90.0%
健康チェック参加者	551人	554人	1,500人

評価に用いた情報

- 通いの場
 - はんとけん体操教室

NPO法人ウエルスポ鹿屋（鹿屋体育大学）に、体操教室の講師等を委託し、「はんとけん体操教室（貯筋運動とスクエアステップを組み合わせた運動教室）」の開催や、体操教室のフォローアップ活動を16か所で実施した。

(2) 介護予防教室

老人クラブやサロンの研修会等で「通いの場」の普及に努め、週1回以上の体操を実施する通いの場は、16か所となった。

(3) 認知力アップ教室

社会福祉法人桜岳会（桜島苑）との委託契約により、認知症予防を目的とした認知力アップ教室（脳若トレーニング）を13回開催し、短期記憶トレーニングによる効果などがみられた。

2 自立支援・重度化防止のためのリハ専門職の関与

(1) 介護事業所職員向け講習会

垂水中央病院のリハ専門職等の協力により、介護職員向け講習会を9回、個人宅へのリハ専門職の訪問を3か所実施した。

(2) 介護予防・自立支援推進会議

市内の在宅利用者を担当するケアマネージャーから、会議における事例検討のため、個人情報に配慮した上で毎回1人の利用者の情報が提供される。

会議には、理学療法士等のリハ専門職や薬剤師、栄養士などが参加し、訪問介護や通所介護、福祉用具の貸与などのサービス提供事業者も交えて、その利用者が抱える課題等について話し合い、自立支援のための知識や技術などを共有するもので、令和4年度は4回実施した。

3 健康チェック

令和4年度は感染症対策を講じ、1回あたりの参加者数に制限をかけて8回開催し、554人の参加があった。

筋力低下の防止や予防のためのサルコサイズ教室は、2つの団体で週1回の自主活動が継続している。

自己評価結果（考察・課題・今後の見直し等）

1 介護予防教室

運動教室を目的とする週1回以上の住民主体の通いの場は、令和3年度の8か所から16か所に増えた。

継続的な体操の実施が定着するよう、リーダー育成の交流会を2か所で行い、参加者からも好評だったため、令和5年度も実施したい。

2 自立支援・重度化防止のためのリハ専門職の関与

医療機関やNPO法人への委託により、体操教室の講習会、高齢者宅・介護事業所への訪問、介護職員を対象とした講習会、地域ケア会議においてリハ専門職が関与できる体制が整備されている。

効果的・効率的な取組となるよう、委託先と協議を重ね、事業を実施していく。

3 健康チェック

健康チェック参加者の中で希望者に対し家庭血圧計の貸出を行い、2か月ごとに出力される結果表を基に、保健師・栄養士の資格を持つ市職員が服薬状況や生活の変化などを聴き取りながら、受診勧奨・生活習慣の見直しなどの介入を行っている。

市民の健康の維持に役立てるよう、関係機関と連携して事業を推進していく。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）（令和4年度）

タイトル 認知症高齢者対策の充実

現状と課題

本市における認知症高齢者は、要介護認定を受けた方の認知症高齢者自立度から、令和4年10月末時点で952人と推計される。

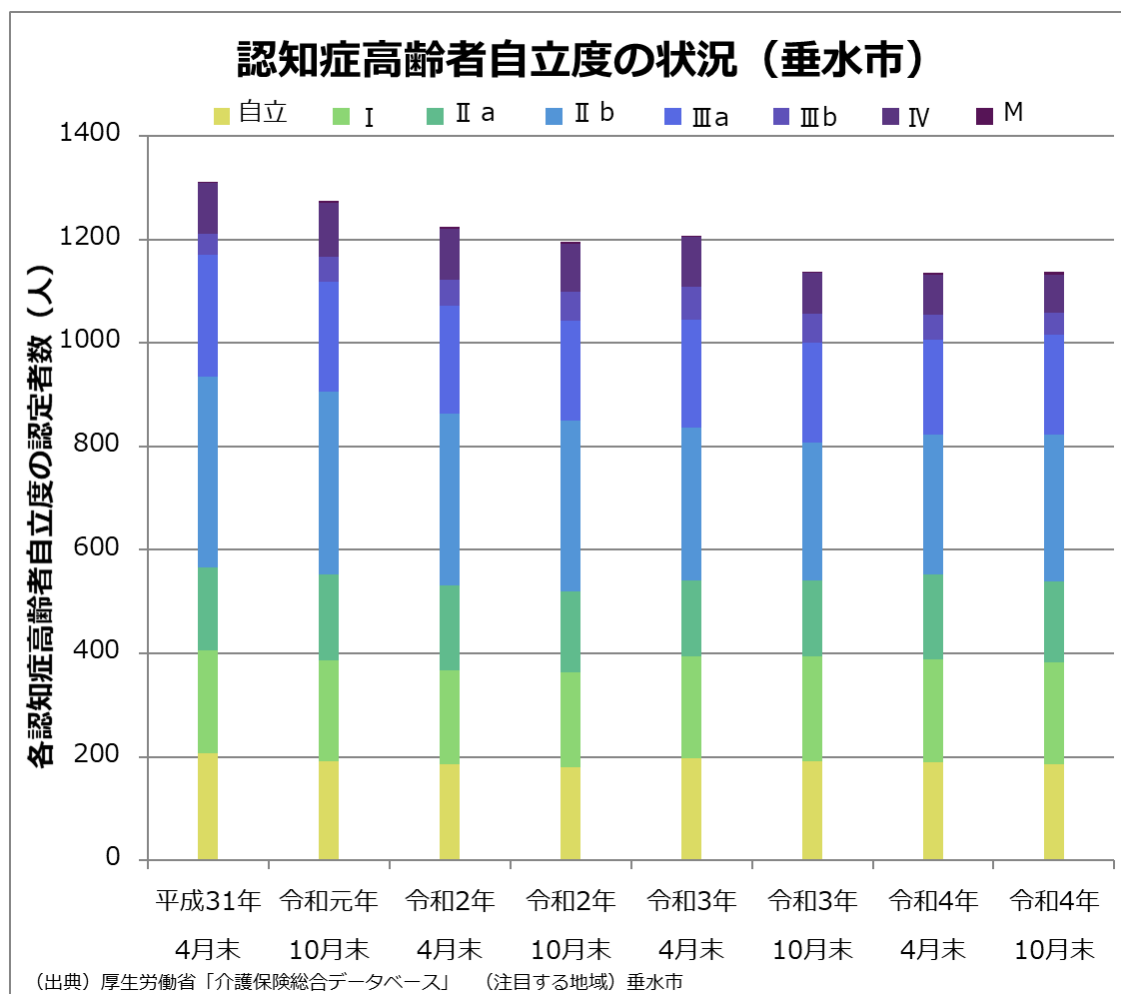
認知症高齢者の推計に大きな変動はないが、人と関わる機会が減少したコロナ対策により、家族間や地域内で潜在化している課題は増加傾向にある。

そのため、認知症の方々の交流の場の設置、認知症サポーター等の育成及び活動支援、認知症高齢者の早期発見や病院受診等につなげるための認知症初期集中支援チームの活動充実などが必要である。

認知症患者の交流の場は、コロナ禍で開催が難しい時期もあったが、高齢者が集まる場等に出向いて出張認知症カフェを開催するなど、取組の再開を図った。

また、市内の中学生97人を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症理解の裾野を広げる活動を展開した。

しかし、認知症が悪化して、実際には盗難は発生していないが、近隣住人に盗んだものの返却を求めるような訪問を繰り返し、問題が大きくなってから相談に来るようなケースも多い。



※認知症サポーター

認知症に対する正しい知識を学び、地域で暮らす認知症の方や、その家族に対してできる範囲で手伝いを行う人

※認知症キャラバンメイト

認知症に関する知識や体験等を地域、職域、学校等に伝えることができる人

※認知症カフェ

認知症の人やその家族、各専門家、地域住民が、定期的にお互いの悩みや不安を語り合うことができる交流、相談等の集いの場

第8期における具体的な取組

- 1 認知症サポーターの育成を行い、チームとして利用者支援にあたれるよう取組む。
- 2 認知症の人や家族の孤立を防ぐため、地域で支え合う体制の整備を行う。

目標（事業内容、指標等）及び実績

	R 3 実績	R 4 実績	R 5 目標
チームオレンジの整備	なし	なし	1チーム
地域課題を協議して解決できるよう支援する協議体	8か所	8か所	9か所

※チームオレンジ

認知症の方やその家族の支援ニーズと認知症サポーター等の支援者をつなぐチーム

評価に用いた情報

- 1 認知症サポーター、キャラバンメイトの育成
令和4年度の実績

認知症サポーター養成講座	5回
認知症サポーター数（年度末時点）	148人
認知症キャラバンメイト養成研修受講者数	2人
認知症キャラバンメイト連絡会	2回
認知症キャラバンメイト数（年度末時点）	70人

- 2 チームオレンジの設置状況
認知症の方・家族・多職種の地域サポーター等で作るチームの整備数
- 3 地域の中で認知症高齢者を支える体制づくり
認知症になっても地域で暮らし続けられるよう地域の課題解決や支援等を行う協議体の設置数

自己評価結果（考察・課題・今後の見直し等）

- 1 認知症患者の在宅生活が進む中、家族や地域住民等で特定の支援者が負担を抱え込むケースがある。
既存のボランティア団体に対して、認知症に関する講座やステップアップ研修等を推進し、地域全体の認知症の理解度を深め、見守り体制を強化していきたい。
- 2 チームオレンジの整備、残り1地区の協議体設置に向けて、関係団体への啓発を行っており、令和5年度中の整備・設置を目指している。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）（令和4年度）

タイトル	在宅医療と介護の連携
------	------------

現状と課題

市内で入院できる病床を有する医療機関は垂水中央病院のみで、その病床数も限られている。

高齢化が進む中、在宅医療の需要は増加することが見込まれる。

切れ目のない入退院支援、在宅療養者への医療と介護の提供にあたっての医療・介護従事者の連携のため、介護支援専門員等を中心とした情報の共有など、在宅医療と介護の連携は重要である。

入退院時情報連携シートは、感染症の影響も少なく活用が浸透している。

しかし、感染対策として面接などの対面での対応に制限がかかり、入退院の支援に影響が及んだ。

あんしんノートは、感染症による訪問活動の制限もあり配布や利用の数が伸びていない。

※入退院時情報連携シート

大隅地域振興局管内において、入退院時の医療機関と市内介護事業所が対象者の情報を共有するための統一された様式

※あんしんノート

自分の趣味、支援者、健康状態、終末期の希望など、元気なうちに自分の気持ちを書きとめ、将来、支援者（自分を含む。）に考えを知ってもらふノート

第8期における具体的な取組

- 1 在宅医療と介護の連携
医療・介護関係者の連携のための情報共有
- 2 緊急時の対応を円滑に行うための、あんしんノートの利用

目標（事業内容、指標等）及び実績

	R 3 実績	R 4 実績	R 5 目標
介護保険サービス利用者の あんしんノート利用率	5 %	5 %	30%

目標の評価方法

1 あんしんノートの利用率について

高齢者が意思を表示できなくなったときに備えて、自分の希望などを書き残しておくことで治療方針などを尊重できる。

2 入退院時情報連携シートの活用

市内介護事業所の介護支援専門員を中心に、入退院時情報連携シートの活用は浸透しており、同シートによる医療機関との情報共有ができています。

(市内入退院時情報連携シートの令和4年度実績 305件)

自己評価結果（考察・課題・今後の見直し等）

令和4年度は、コロナの影響により、前年度以上に医療・介護従事者の出席が難しく「医療機関連絡協議会」、「医療・介護合同会議」は開催できなかった。

情報連携シートの普及のため、病院内の会議や研修会を利用して、引き続き、職員への啓発を行った。

あんしんノートについては、普及の場等が少なく、利用状況は昨年度とあまり変わっていない。

介護保険サービスが未利用の独居高齢者、認知症高齢者など、市独自の調査を実施するにあたり、「緊急連絡カード」を調査員が訪問時に配布した上で、カードへの記載支援を行い、緊急時に気付きやすい室内の場所に張り付けを行った。

※緊急連絡カード

自分の住所、氏名、生年月日、血液型などの情報のほか、かかりつけ医、緊急連絡先（家族・友人）などをA4サイズのカードに記したもの

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）（令和4年度）

タイトル	地域包括ケアシステムの充実
------	---------------

現状と課題

本市の高齢化率は、毎年1%程度の上昇が見られ、令和4年度末時点で45.4%となった。

高齢者夫婦のみ、高齢者単身世帯の割合も多く、令和2年度の国政調査では、市内の5軒に1軒は高齢者単身世帯という結果が得られている。

令和5年度になって、コロナの影響による行動制限は、多少緩和されたものの、コロナ前と比べると地域における交流の機会は少なく、要援護者の把握が難しい状況が続いている。

※地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むために、介護サービスを含む限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

第8期における具体的な取組

1 地域包括支援ネットワークの構築

介護サービスに限らず、医療や地域のボランティア活動等の社会的資源とも連携し、多職種、多機関が地域全体を支えるネットワークづくり

2 医療・介護・障害分野等との連携強化

住民を含む多職種、多機関の関係者が考え方や方向性を共有するための地域ケア会議を活用するなどして、住民を含む関係者と考え方や方向性を共有しながら、多職種、多機関の関係者が連携を図れるよう取り組む。

※地域ケア会議

困難な個別事例について、住民を含む多職種、多機関の関係者が意見を交え、考え方や方向性を共有し、地域の課題の把握と解決を図ることを目的とした会議

目標（事業内容、指標等）及び実績

	R3実績	R4実績	R5目標
地域ケア会議	1回	3回	4回
高齢者が集う場所等への関係課との事業（保健事業と介護予防の一体的事業）協議実施数	なし	なし	3回

目標の評価方法

1 地域ネットワークの構築

多職種協働による地域包括支援ネットワークを形成に向けて、個別課題・地域課題を把握し、政策形成等につなげるためなどに行う地域ケア会議を3回実施した。

2 保健事業と介護予防事業の一体的な取組み

高齢者等の心身の多様な課題に対応するために、医療・介護・保健等のデータ分析を行いながら、令和6年度から事業実施できるよう市内関係部署による協議が行われている。

3 高齢者の相談に対応する総合相談業務、権利擁護の取組み

令和4年度の相談件数は493件、権利擁護の取組みとして相談事例が4件あったが、成年後見制度の利用はなかった。

地域包括支援センターで受け付けた相談件数の推移は、次のとおりである。

	R 1	R 2	R 3	R 4
相談件数	425	448	652	493

自己評価結果（考察・課題・今後の見直し等）

1 地域ケア会議は、新型コロナウイルスの影響も考慮して、緊急性があるケースのみに絞って3回実施した。

ただし、困難事例等への対応は、地域包括支援センターを中心として関係機関とも連携を取りながら、随時行われている。

2 本市における高齢者の保健事業と介護予防の一体的に実施する取組について、市民課国保係を中心に令和6年度の事業開始を目標としている。

関連する各部署で持つデータの活用方法、訪問対象者の情報共有の仕組みについて協議が行われている。

3 相談件数が前年度並みであった。

民生委員・老人クラブ等の会合への積極的な出席、訪問活動の継続的な実施などにより、地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークの構築が強化されつつある。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）（令和4年度）

タイトル	介護給付適正化
------	---------

現状と課題

介護給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資する取組である。

要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の主要5事業に取り組んでいるが、ケアプラン点検、住宅改修等の点検における事務職員の専門的知識の習得が課題である。

また、住宅改修後、福祉用具購入後の事後点検の実施も目標としているため、着眼点の整理を含め、実施方法について検討する必要がある。

第8期における具体的な取組

- 1 要介護認定調査の適正化
認定調査員に研修等の機会を設け、スキルアップを図る。
認定調査員の抱える課題等を把握、分析し、課題の共有化と課題解決に取り組む。
- 2 ケアプラン点検
 - (1) 運営指導の対象事業所の全利用者
 - (2) 住宅改修等の申請時における点検
- 3 福祉用具の貸与、購入及び住宅改修の点検
 - (1) 軽度者の福祉用具貸与
申請時にケアプランに基づく適切な貸与であるか点検する。
 - (2) 福祉用具購入
購入後、利用者宅を訪問し、身体状況に適し、自立支援に役立ったものであるかを点検する。
 - (3) 住宅改修
10万円以上の住宅改修等の現地における立会いを含め、事前に審査する。
改修後、利用者宅を訪問し、自立に役立つ改修であったかの現地点検を行う。
- 4 介護報酬請求の適正化
 - (1) 縦覧点検・医療情報との突合
国保連合会への委託により得られる、医療・介護の給付情報、縦覧点検結果を基に、介護保険と医療保険の二重請求の確認や介護報酬の整合性を点検する。
 - (2) 介護給付費通知
サービス利用者への定期的な介護給付費通知の発送により、自らの介護保険サービスの利用状況の確認、コスト意識の喚起及び不正請求の発見につなげる。
- 5 介護サービス事業者への支援
 - (1) 介護支援専門員研修会の開催（4～6回／年）
 - (2) 計画的な運営指導の実施

目標（事業内容、指標等）及び実績

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標
ケアプラン点検	276件	217件	300件
住宅改修及び福祉用具購入・貸与の現地点検	11件	3件	20件
地域密着型事業所等の運営指導	6事業所	5事業所	5事業所

評価に用いた情報

令和4年度のケアプラン点検の内訳

運営指導	100件
住宅改修	48件
軽度者の福祉用具貸与	10件
福祉用具購入	45件
目安の日数を上回る短期入所生活介護	14件
令和4年度 実績	217件

自己評価結果（考察・課題・今後の見直し等）

1 要介護認定調査の適正化

肝属・曾於地区の調査員が参加する研修を受講し、グループワークにより、認定調査項目における判断に迷う事例を討論し、情報共有することができた。

認定の申請・更新時において要介護認定の目的等の説明し、サービス未利用を無くすように取組を続ける。

2 ケアプラン点検

（1）運営指導

解決すべき課題の把握（アセスメント）、ケアプランへの同意、介護保険サービス以外の計画への位置付けなど、運営指導時における事業所の全利用者のケアプランを点検し、適切なケアマネジメント手法を再検討する場となった。

点検する事務職員の専門的知識の不足はあるが、ケアプランの内容の理解に努め、介護支援専門員の気づきのきっかけとなれるよう引き続き点検を行っていく。

（2）住宅改修・福祉用具貸与

住宅改修、軽度者への福祉用具貸与の事前申請等に添付されるケアプランについても、有効で効果的なサービス利用となるよう点検し、担当する介護支援専門員に改修や貸与の必要性や、不足しているものはないか確認を行った。

3 福祉用具の貸与、購入及び住宅改修の点検

10万円以上の住宅改修における現地立会の実施により、利用者やその家族の意向に基づいた自立支援に資する改修であるか確認することができた。

リハビリテーション専門職の派遣に応じられる団体との委託契約を活用し、リハ専門職の現地立会いによる点検を実施していく。

4 介護報酬請求の適正化

(1) 縦覧点検・医療情報との突合

医療給付と介護給付の突合により、入院による介護給付対象外の請求など、介護報酬請求の適正化につながっている。

情報量が多く点検に時間を要し、担当職員の専門的知識も必要とされるが、給付適正化の中でも効果的な取組であるため、確実な事務引継ぎが求められている。

(2) 介護給付費通知

令和4年度もこれまでと同様に、4回通知書を送付した。

高額なサービス利用者の金額に対する意識が低いと考えられ、意識付けの方法の検討が必要である。

5 介護サービス事業者への支援

(1) 介護支援専門員研修会の開催（4～6回／年）

令和4年度は、介護支援専門員全体会を4回、主任介護支援専門員研修会を2回、主任介護支援専門員研修会を3回行った。

(2) 計画的な運営指導の実施

令和4年度に計画していた5事業所の運営指導を実施した。

介護報酬・加算、介護保険給付の対象外となっている宿泊費・食費・おむつ代等の領収書の控えとサービス提供の記録等を比較し、事業所の請求関係について確認し、加算の要件を満たす取組の実施についても記録により確認した。

また、人員、設備、運営に関する基準を満たすものであるか、項目ごとに確認した。

運営指導の点検項目が多岐にわたっており、実施に5、6時間を要し、事業所の負担が大きい。

事前に提出を受ける運営規程等の書類確認を事前に行い、事業所にその結果を連絡することで、当日の負担軽減を図った。

(3) 集団指導

介護事業所において令和6年度から義務化となる「業務継続計画の策定等」、「感染症の予防及びまん延の防止のための対策」、「虐待の防止に係る措置」を中心とした資料を作成し、集団指導を行った。

議題（３）

- 介護予防日常生活圏域ニーズ調査
- ・高齢者等実態調査の結果について

介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査

1 調査期間

令和4年11月14日～令和5年1月25日

2 調査数

※回収率はいずれも100%

一般高齢者	若年者	在宅要介護（要支援）者
500件	500件	400件

3 前回調査（令和元年度）との比較

県内において令和2年3月から、コロナ感染者が確認されるようになった。

前回の調査は、令和2年1月・2月に実施され、コロナ前の実態と捉えることができる。

人との係わりを控えることで感染対策は図れたが、活動量が減ったり孤独感が増したりし、様々な弊害も出現していると考えられる結果となった。

前回調査から悪化した項目や特異な項目を以下に示す。

（赤字～悪化しているもの ・ 青字～改善しているもの）

（1）一般高齢者

※割合の単位（%）

	項目	割合の変化 (R1 → R4)	
身体・認知機能	・手すり等を使用せずに階段を昇ることができない	8.2	15.2
	・約15分続けて歩くことができない	4.0	9.2
	・半年前に比べて固いものが食べにくい	22.8	31.4
経済・幸福度	・経済的に苦しい	15.8	24.0
	・生きがいが見つからない	35.9	42.6
行動	・外出を控える	10.8	26.6
	・1人でバス、車等による外出ができない	2.2	11.4
	・誰かと食事をする機会がほとんどない	5.0	9.8
外部との係わり	・趣味関係のグループに不参加	74.3	85.6
	・老人クラブに不参加	85.6	92.8
	・振興会の活動に不参加	54.1	59.6
	・地域の活動に参加したくない	34.7	41.4
	・家族、友人以外に相談相手がいらない	35.5	40.6
	・友人、知人とほとんど会わない	5.2	10.2
家族との係わり	・在宅で介護を頼みたい人（介護職員）	18.2	25.2
	・在宅で介護を頼みたい人（子ども）	9.6	17.6
	・在宅で介護を頼みたい人（配偶者）	44.1	33.8

(2) 若年者

※割合の単位 (%)

	項目	割合の変化 (R 1 → R 4)	
幸福度	・生きがいを感じることがない	3.0	7.2
家族との係わり	・相談相手（親、兄弟姉妹、親戚）	46.6	53.8
	・相談相手（配偶者）	60.2	50.0
	・看病してくれる人（親、兄弟姉妹、親戚）	36.5	50.4
	・看病してくれる人（配偶者）	66.1	54.0
将来	・在宅で介護を頼みたい人（介護職員）	27.1	31.6
	・在宅で介護を頼みたい人（配偶者）	28.7	22.2
外部との係わり	・振興会の活動に不参加	47.6	53.2
	・ボランティア活動に参加したくない	26.9	33.2

(3) 在宅要介護（要支援）者

※割合の単位 (%)

	項目	割合の変化 (R 1 → R 4)	
身体・認知機能	・手すり等を使用せずに階段を昇ることができない	92.3	86.5
	・約15分続けて歩くことができない	76.3	72.3
	・半年前に比べて固いものが食べにくい	39.3	40.5
経済・幸福度	・経済的に苦しい	22.0	29.3
	・生きがいが思いつかない	65.0	70.8
行動	・外出を控える	53.0	55.8
	・1人でバス、車等による外出ができない	87.8	89.0
	・誰かと食事をする機会がほとんどない	11.8	13.0
外部との係わり	・介護予防の通いの場へ参加していない	91.3	86.3
	・振興会の活動に不参加	96.3	93.5
	・家族、友人以外に相談相手がいない	14.5	7.8
	・友人、知人とほとんど会わない	26.8	37.8
生活支援で困っていること	・交通手段、外出支援	17.0	21.0
	・災害時の避難の援助	15.0	20.3
	・家事（掃除、洗濯、買い物）	9.8	13.3
	・特に不安はない	40.0	35.0
在宅介護の不安 (介護する側)	・急を要する入所、入院	16.8	30.8
	・災害時の避難等の援助	14.8	24.8
	・経済的負担	10.5	21.8
	・特に不安はない	39.8	25.8

(3) 在宅要介護（要支援）者

※割合の単位（％）

	項目	割合の変化 (R 1 → R 4)	
現在利用しているサービス	・福祉用具貸与、購入	58.3	64.8
	・住宅改修	16.8	41.8
	・訪問介護	23.0	14.0

4 調査結果

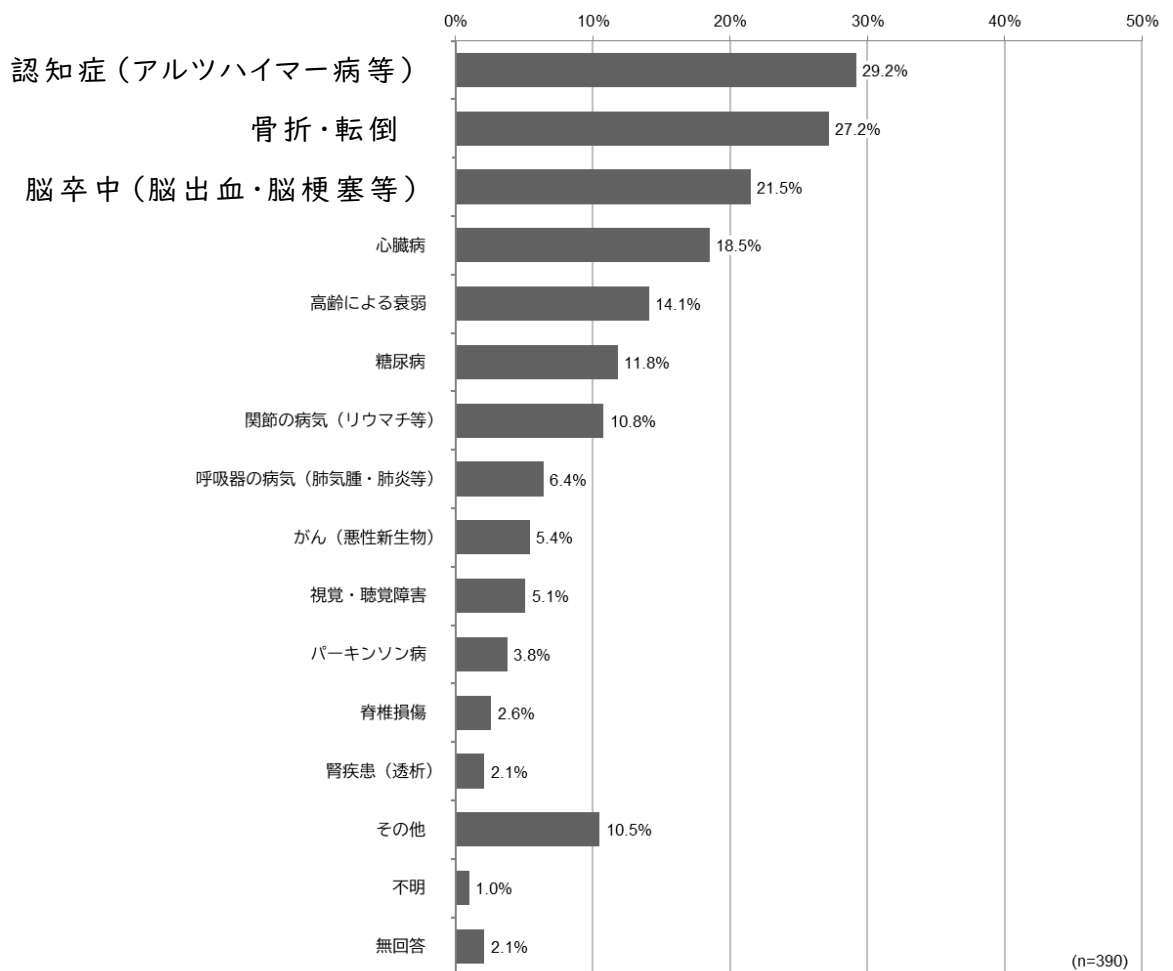
(1) 一般高齢者

感染対策のため、人と接触する機会を減らすこと等が推奨され、多くの国民に感染症に対する意識が定着した結果、仕事や社会活動の機会が少ない一般高齢者において特に状態の悪化が目立つ結果になったものと考えられる。

(2) 在宅要介護（要支援）者

介護支援専門員や介護職員との係わりが継続していることから、本人の状態に関しては、コロナによる影響を一般高齢者ほど受けていないと思慮される。

介護・介助が必要になった主な原因（疾患別）



(3) その他

一般高齢者と若年者における「支援を配偶者に頼る」割合が減っている項目が散見され、意識の変化が伺える。

5 課題と対応策

国は、令和5年5月8日にコロナの感染症法上の位置付けを「5類」に引き下げ、マスク着用の判断も個人の主体的な判断が尊重されるような方針を示している。

一般高齢者や在宅要介護（要支援）者に対する「介護予防事業」や「地域における活動」を再開・推進するため、次の取組を進めていく。

（1）介護予防事業

特定非営利活動法人ウェルスポ鹿屋に体操教室の講師等を委託して実施している。

ア はんとけん体操教室

1回あたり90分の中で、スクエアステップ、貯筋運動の解説や運動指導が行われる教室を市民館とAコープ2階で8回ずつ実施した。

教室の参加者が、それぞれの地域の活動団体で、自主的に体操ができるようになることを主な目的としている。

令和4年度の累積参加人数は111人だった。

自主的な体操が定着するよう、令和5年度も地区公民館や通いの場等へ活動の広報や、チラシ配布等を行い参加者が増えていくような取組を継続する。

イ リーダー等研修会、交流会

市内の通いの場のリーダー等向けの、はんとけん体操交流会を行った。

令和3年度から始めた事業で、令和4年度は市体育館、境小学校体育館、市民館の3か所で開催した。

1回あたり約60人が参加し、普段交流することのない地域の方々と運動することで、良い刺激を受けたように感じ取ることができた。

また、この研修会がきっかけとなって、1つの自主活動の立ち上がりにつながった。

ウ 通いの場の支援

市内の通いの場を訪問し、体操教室のフォローアップ活動を16か所で実施した。

年齢の高さや身体機能の差から、実施できる体操にバラツキが認められた。

令和5年度は、達成感を感じ、続けたいと思えることで、挫折する参加者が出ないような視点にも重きを置いて、実施していきたい。

（2）生活支援拠点づくり

外出する機会が少ない地域の高齢者が気軽に集まり、昼の食事やカラオケ、麻雀等を行う拠点づくりの活動に取り組んでいる。

令和4年度に、牛根境地区と中央地区で試験的な活動が実施された。

既存の建物、公民館活動や通いの場などを活用し、生活支援拠点の取組に負担がかからないように配慮して、他の地区での拠点づくりにも関与していきたい。

議題（４）

保険者機能強化推進交付金・介護
保険保険者努力支援交付金に係る評
価指標等について

交付金の趣旨

市町村や都道府県の様々な取組を評価できるよう、国が客観的な指標を設定し、その地方公共団体の自立支援、重度化防止等の取組状況に応じた国の交付金制度である。

1 保険者機能強化推進交付金

高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、給付費適正化に必要な取組及びそれらの実施に必要な人材の確保のための取組状況に応じた国からの交付金

2 介護保険保険者努力支援交付金

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に係る取組状況に応じた国からの交付金

基準額の算定方法

両交付金は、次の式で算定される。

$$\text{第一号被保険者規模別配分額} \times \frac{\text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第一号被保険者数}}{\text{(各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第一号被保険者数)の規模別合計}}$$

※第一号被保険者数、それぞれの交付金の評価点数

※規模別とは、当該市町村の第一号被保険者数に応じて、5つに区分されたもの

令和5年度 評価指標、配点及び結果

令和5年度 評価項目	項目数	配点		垂水市	
		推進	支援	推進	支援
I P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	7	135	35	110	20
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進					
(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等	5	100	-	85	-
(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議	7	105	60	45	20
(3) 在宅医療・介護連携	5	100	20	35	0
(4) 認知症総合支援	5	100	40	55	20
(5) 介護予防／日常生活支援	12	240	320	100	135
(6) 生活支援体制の整備	5	75	15	40	0
(7) 要介護状態の維持・改善の状況等	5	600		270	
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進					
(1) 介護給付の適正化等	7	120	-	100	-
(2) 介護人材の確保	4	80	40	57	30
合 計	62	1,355	830	762	360

令和5年度 得点結果の比較

項目	配点		県平均 (43市町村)		県内19市平均		垂水市	
	推進	支援	推進	支援	推進	支援	推進	支援
I	135	35	71	16	76	17	110	20
II								
(1)	100	-	43	-	46	-	85	-
(2)	105	60	65	32	58	26	45	20
(3)	100	20	73	16	79	18	35	0
(4)	100	40	58	25	66	28	55	20
(5)	240	320	118	159	125	167	100	135
(6)	75	15	45	11	48	11	40	0
(7)	600		239		228		270	
III								
(1)	120	-	70	-	69	-	100	-
(2)	80	40	30	15	36	19	57	30
合計	1,355	830	693	393	717	400	762	360
	2,185		1,086		1,117		1,122	

本市の傾向

1 得点

これまでは、確実に実施していると言える指標のみ「実施済」としていた。

そのため、合計得点が県内平均より低く、県内の人口規模が類似する団体と点数が同程度となっていた。

今回は、国が示す評価指標の解釈を緩和して調査票を作成し、認知症施策や生活支援体制の取組において実態の把握、支援内容の改善・見直しなども実施した結果、合計得点が県内平均・県内19市平均をわずかに上回った。

2 課題

(1) 地域ケア会議

地域ケア会議を開催し、個別事例に関する対応策について関係する多職種と地域の代表者とで協議できているが、地域課題や課題解決策が明らかにできていない。

(2) 在宅医療・介護連携

垂水市外の医療機関も取組に関連するため、大隅地域振興局を中心とした連携の協議や研修に参加している。

この2・3年は、コロナにより取組の機会が失われ、低調となっている。

(3) 介護予防／日常生活支援

保健事業との一体的な取組み、データを活用した予防活動が実施できていない。

議題（５）

第９期介護保険事業計画策定のスケジュール

第9期介護保険事業計画策定のタイムスケジュール（案）

第9期計画年度・・・令和6年度～令和8年度

年・月	内容
令和5年7月	第1回介護保険運営協議会 令和4年度の実績 第8期計画の目標と取組の進捗状況 保険者機能強化推進交付金の評価指標 介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査の報告 住民懇話会 市民のニーズ把握、地域課題の整理
8月	見込量の算定 推計人口、要介護認定者数、給付費、介護保険料
9月	計画骨子（案）の完成 事業量調査 第9期計画期間中の介護事業所の事業展開の確認（新規・縮小等） 第2回介護保険運営協議会 第9期計画の骨子案 地区別住民懇話会の報告
10月	計画素案の完成 県ヒアリング
令和5年11月	第3回介護保険運営協議会 第9期計画素案 第8期計画の検証報告 12月議会 パブリックコメント実施の説明
12月	計画案に対するパブリックコメントの実施
令和6年1月	第4回介護保険運営協議会 パブリックコメントの結果報告 取組と目標の設定 介護保険料の算定、他市町との比較 介護保険条例の一部を改正する条例の議案提出
2月	3月議会 第9期介護保険事業計画の報告 介護保険条例の一部を改正する条例を上程
3月	第9期計画策定 成果品の納品

住民懇話会

1 実施時期

令和5年7月～8月

2 実施場所（予定）

市内の介護予防体操教室、サロン等の地域における高齢者の活動機会（通いの場）を活用

3 目的

介護保険制度に対する市民の考えや意見を把握した上で計画を策定するため

4 テーマ

「自分らしく生きるために」

- ・今後の在宅生活で不安に感じること
- ・生きがい
- ・自分らしくあり続けるためにできること

身体活動、知的活動、社会活動、食生活、口腔機能、希望する生活の場所

- ・必要なサービス（介護保険、医療、福祉、地域、民間、家族等）

5 テーマ設定の理由

国内では、平均寿命が延びる一方で、加齢が最大の要因である認知症高齢者も増える状況にあり、2040年に向けて生産年齢人口が急減していくと見込まれている。

働く世代の減少により、介護人材不足の問題も生じており、限られた社会資源を有効に活用する必要がある。

また、個人の尊厳が重視される時代の中で、高齢者が自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」の確立が国の基本指針で示されている。

このような背景から、「その人らしい、その人が望む生活」について考えるため、このテーマを設定した。